

「人権のひろば」
 に対するご意見、
 ご感想は広報広聴
 グループまたは、
 人権室までお寄せ
 ください。

増え続けるDV被害

一人を抱えず相談をしましょう

◆DVとは…

DVとはドメスティック・バイオレンスの略であり、「配偶者や恋人など密接な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」をいいます。相手を自分の思い通りに支配するために行われる虐待のことで下表の6つに大きく分類され、中には発見が難しいものもあります。

DVは日常に潜む何気ないものから犯罪行為まで幅広くありますが、重大な人権侵害行為であり、家庭内のもめ事で済ませてしまつてはいけません。

「平成30年配偶者からの暴力に関するデータ」（内閣府）では、暴力に関する相談件数が過去最大を記録するなど、現在大きな社会問題となっています。

◆大東市の現状

「平成29年度男女共同参画に関する市民意識調査報告書」（大東市）では「DVおよびデートDV※の経験がある」と回答した人のうち「被害を相談しなかった」と回答した人は59・2%で、その多数が「自分さえ我慢すればよいと思った」と一人で抱え込んでしまつています。また、「被害を相談した」と回答した人もほとんどが身内や友人などの身近な人に相談しているため、DV被害の発見が非常に難しい現状です。

◆私たちができること

DV被害を被害者が一人で抱えこんでしまう傾向にあるからこそ、周りの人が変化に気づき、被害の拡大を防ぐことは非常に効果的で

あると考えられます。

もしもあなたが左表を見て思い当たる節があったり、今後そのような状況に遭遇したりした場合は、下記の窓口にご連絡ください。また、可能であれば「大丈夫？」と一声かけてみましょう。あなたの行動がDV被害者を救うことにつながります。

DVを他人ごとではなく自分ごととして捉え、行動することは勇気が必要ですが、全ての人が自分らしく安全で安心して生活できる社会の実現をめざしませんか。

※デートDV：DVの1つ。交際相手から振るわれる暴力のこと

DVの種類	具体例
身体的暴力	殴る、蹴る、首を絞めるなど
精神的暴力	怒鳴る、無視する、ばかにした発言をする、物を壊して脅す、自殺をしようなど
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない、無理やりポルノ映像などを見せるなど
経済的暴力	生活費を渡さない、配偶者や恋人の収入や貯金を勝手に使う、働きに行くことを許さないなど
社会的暴力	携帯電話の画面を何度も見ようとする、自由に外出させない、友人や家族との付き合いを制限する、常に行動を監視するなど
子どもを利用した暴力	子どもの前で暴力を振るう、子どもを取り上げようとする、子どもの前で悪口を言うなど

ご相談先

**秘密は守られます。相談は無料です。
安心してご相談ください。**

●配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター）
 ☎06・6946・7890
 ☎06・6940・0075（相談専用） ※いずれも24時間365日

●大阪府男性のための電話相談
 ☎06・6910・6596
 第1・4水曜日、第2・3土曜日午後4時～8時（祝日、年末年始除く）

緊急時の連絡先

迷わず110番に通報してください
 四條畷警察署 ☎072・875・1234